

普遍的価値をめぐる中国の葛藤（分析リポート）

著者	江藤 名保子
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	アジ研ワールド・トレンド
巻	266
ページ	26-33
発行年	2017-11
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00049759

普遍的価値をめぐる 中国の葛藤



江藤名保子

●はじめに

これまで政治学の分野では、人類にとって規範となる価値観を「普遍的価値」という概念に集約してきた。それは平和、自由、平等、人権などに代表される、政治や文化の違いを越えて世界中の誰もが尊重すべきリベラルな価値を指す。そして国連などの国際政治の場では、少なくとも表面的には、参加国は平和や自由を擁護し、平等や人権を尊重する方向へ歩調を合わせて進むという暗黙の合意が保たれてきた。すなわち普遍的価値の共有により各国が国際規範に則った行動を選択するようになり、世界の秩序が維持されると考えられてきたのである。しかし近年、こうした普遍的価値の効力が揺らいでいる。それは基本的に、軍事力や経済力といった国家のパワーを重視する新興勢力の隆盛と軌を一にしている。たとえばロシアのクリミア併合は、国際社会の批判を振り切って強行された。同様に中華人民共和国（以下、中国）は南シナ海での武力による実行支配を拡大し、西側が主導する国際秩序は後発国には不利であり不公平だと反駁する。

海外での積極的な経済伸張、南シナ海での人工島造成、国際的な軍備拡張。これらに象徴的な外交行動により、近年、中国外交は自己主張が強い（assertive）、攻撃的である（offensive）などと表現されるようになった。中国が従来の国際規範から逸脱した行動をとるたびに、中国に対する違質論や脅威認識は高まっている。

むろん中国社会においても、平和、自由、平等などの概念は基本的に尊重されている。しかし中国の共産党および政府は「普世価値」（世界の普遍的価値）を拒絶し、中国には「中国の特色ある」価値観が存在すると主張する。このような主張をどう理解したらよいのか。本稿は、中国国内で進んだ「普世価値」論争を概観し、近年の政治思想をめぐる政策を踏まえて、なぜ中国では普遍的価値観が否定されるのかを考察する。

●「普世価値」に対する取り締まり

中国で「普世価値」の概念が広まったのは比較的最近である。きっかけは、2008年の四川大地震を報じた『南方週末』の記事であった⁽¹⁾。『南方週末』は2008年5月22日に震災後の救援活動について、「（筆者注：國家が実際の行動で）自らの人民と全世界に対し、世界の普遍的価値を承諾する姿勢を示した」と報じた。これに対し、新聞、雑誌等のメディアやインターネット上で賛否が表明され、論争となつたのである⁽²⁾。そこでは、「中国の発展は自由、民主、人権などの普遍的価値を受け入れた結果であり、これからも継続すべきである」という見解と、「『普世価値』はあくまで西側あるいは資本主義の思想であり、受け入れるべきではない」とする保守的な見解が対立した（参考文献①、②）。

このような論争のピークをもたらしたのが、「零八憲章」（以下、08憲章）発表であった。2008年12月にインターネット上で公開された「08憲章」は、「自由、平等、人権が人類共同の普遍的価値（筆者注：原文は普世価値）である」とと「民主、共和、憲政が現代政治の基本的制度枠組みである」ことを謳い、中国の政治改革を訴えるものだった。これに対し、当時の胡錦濤政権は起草の中心人物である劉曉波を拘束し⁽³⁾、インターネット上で劉曉波や「08憲章」に関連する情報削除するという厳しい言論統制を実施した。後の2010年に劉曉波がノーベル平和賞を受賞すると中国政府は強く反発し、各国に授賞式への欠席を求めた。その結果、同年の授賞式は中国に配慮したロシア、iran、ベネズエラなど17カ国の欠席のもと——劉曉波が国家政権転覆扇動罪により懲役11年の実刑判決を受けて服役中であったため——受賞者席空席のまま執り行われた。また同年12月に中国郷土文化保護協会（のちに中国郷土文化保護部に改称）が独自に「孔子平和賞」を設立したのは、ノーベル平和賞への反発があったた

めとされる。

一連の対応における重要な課題は、「普世価値」の排除と人権問題が密接な関りをもつことである。厳しい言論統制はそれ自体が「言論の自由」の制限に繋がるが、それ以上に、取り締まりの手法が人権を侵していると思われるケースが少なくなく、国際社会からの批判を浴びている。たとえば2015年7月には、当局が多数の人権派弁護士を拘束したり取り調べたりしたことが国際的に報じられた⁽⁴⁾。また今年7月には、収監されていた劉曉波が末期の肝臓がんによる多臓器不全のため死去したというニュースが世界を駆け巡った。5月23日に末期がんの診断を受け、治療のための出国を希望したが認められず、7月13日に国内の病院で死去したのである。こうした経緯に対して、中国の人道上の課題が改めてクローズアップされた。ノルウェー・ノーベル委員会は、中国政府は劉曉波の死去に「重い責任を負う」とコメントし、ホワイト・ハウスも「劉氏はその人生を民主主義と自由の追求にささげた」とする声明を発表した。だが国際的な批判を受けてなお、中国は普遍的価値を否定し続けている。

●なぜ「普世価値」を受け入れられないのか

中国において、普遍的価値の何がネックなのだろうか。共産党や中国政府の主張する価値観にも、文言のうえでは普遍的価値と同様の概念が並べられている。2012年11月の中国共産党第18回全国代表大会で胡錦濤は「社会主义の核心価値体系を打ち立てる」と述べたが、2013年12月に党中央弁公庁が発出した「社会主义の核心価値の育成と覆践に関する意見」によれば、それは「(国家レベルでの) 富強、民主、文明、和諧、(社会レベルでの) 自由、平等、公正、法治、(民衆レベルでの) 愛国、敬業、誠信、友善」の3層24文字に示される道徳観を意味する。この中には、「民主」や「自由」といった価値観が含まれているのである。だが「社会主义の核心価値」は「西側」の普遍的価値とは異なる、「中国の国情」にあった独自の概念と位置づけられており、習近平政権はそうした解釈を継承している⁽⁵⁾。

では中国政府は、なぜ普遍的価値を公然と否定するのか。その理由を理解するためには、若干の歴史的検討が必要である。中国では1970年代末に改革開放政策が始まったが、対外開放によって海外から入ってきたのは科学技術や資金ばかりではなかった。西側先進諸

国の経済状況や市場経済のあり方、さらには政治情勢や政治思想などの情報が流入し、中国社会の多様化と政治改革への動きを加速したのである。1978年秋から1979年3月にかけてのいわゆる「北京の春」、1986年の秋から冬にかけて繰り広げられた方励之らによる民主化運動、そして1987年後半から天安門事件にかけての民主化運動。その最終的な帰結が、1989年6月の天安門での戒厳部隊による肅清であった。そして中国の公式見解で天安門事件は、西側諸国の「和平演変」(平和的手段による政治的転覆)の陰謀と国内の「ブルジョワ自由化」を鼓舞する動きが呼応した「動乱」であった、とされている。つまり普遍的価値を否定する最大の理由は、普遍的価値に基づくリベラルな政治思想——特に民主化の概念——が広まることにより、民衆のなかから政治体制改革を求める声が高まるからである。そしてそれは中国共産党の一党支配体制の動搖に直結するため、厳しい抑制の対象となるのである。こうした思考法は、1980年代の経験から引き出された政治的な教訓に基づいている。

さらに、共産党政権は1980年代に国際社会からの批判を受けた苦い経験を有している。当時の民主化運動と共に鳴るようにチベット問題が浮上したからである。1987年9月から10月にかけてはチベット各地で騒乱が続き、1989年にはデモと公安、軍隊の衝突が頻発するようになった。1989年3月にはラサでデモ隊と警察・武装警察の大規模な衝突が起こり、3月7日からラサ市全域に戒厳令が敷かれるにいたった。この間にダライラマやチベット亡命政府が国際社会に訴えるキャンペーンを繰り広げ、チベット問題が国際化していったことが事態をより複雑にした。1987年9月21日、ダライラマが米国下院人権問題小委員会で発表した「五項目平和プラン」に基いて人権と民主的自由の尊重の主張が含まれたように、チベット問題はアメリカ政治のなかで次第に分離・独立の問題から人権や民主主義の問題へとシフトしていったのである。1987年10月に米上院が「中国によるチベットでの人権侵害を批判する修正決議」を採択、1989年10月にはダライラマがノーベル平和賞を受賞するなど、国際社会の関心も高まっていた。天安門事件に対して国際的な経済制裁が実行され、米国内で中国への最惠国待遇(MFN)更新問題が論争点に浮上すると、これとリンクして人権問題が1990年代の中国外交にとって重い課題になって

といったのである。

以上に明らかなように、「普世価値」に対する拒絶の根底には、これが共産党統治の不安定化をもたらすという警戒心がある。そこには、「西化、分化」批判として現在まで通底する共産党の危機認識が反映されている。「西化」（西洋化）とは、西側諸国の民主主義や自由などのいわゆる普遍的価値を受容することを指し、「分化」（分裂化）は直接には国家分裂の動きを意味するが、特にチベットや新疆等の少数民族自治区での反政府的傾向や台湾での独立志向を指す⁽⁶⁾。江沢民は1999年9月の中国共産党第15期中央委員会第4回全体会議（15期4中全会。以下、会議名は同様に略）の閉会式において、「西側のある敵対勢力とわが国のある分裂主義勢力」による「中国を『西化』と『分化』しようとする政治的陰謀」への反対を表明していた。2011年10月に開かれた17期6中全会で胡錦濤も、「われわれは必ずはっきりと見て取らなければならないことに、国際的な敵対勢力がまさに今わが国に対して実施する西化、分化戦略の策謀に拍車をかけており、思想や文化の領域こそかれらが進める長期の浸透の重点領域である。われわれはイデオロギー領域における闘争の重要性と複雑性を深く認識しなければならない」と、イデオロギー強化の必要性を論じていた。

こうした党の認識を理論的に支えたのが、「新左派」と呼ばれる人々である⁽⁷⁾。「新左派」の代表的存在である胡鞍鋼、王紹光らは2011年の著書のなかで、「普遍的価値」はただ1つの発展モデルに従っており、中国の指導者は「『世界のどこでも通用する』といった『普遍的モデル』『普遍的価値』の存在」を信じたことが「一度も」なく、常に実践によって中国の独自の発展を達成してきたと主張する⁽⁸⁾。他方で、民衆の側にも「西化」批判の受け皿がある。中低所得層には、市場経済化の結果として社会格差が拡大した、「拝金主義」が蔓延して社会的な道徳観念が低下した、という社会不満に基づいたグローバリゼーションに対する反感が蔓延しているのである。

習近平政権のもとで「西化、分化」に対する言論統制はますます厳しくなっている。中国と国際社会とのインタラクションが増加するにつれ、普遍的価値に対する取り締まりは強化されてきた。2013年5月には、共産党中央弁公庁が「現在のイデオロギー領域の状況に関する通達」（いわゆる「9号文件」）を内部通達し

た。これは、(1)西側の憲政民主、(2)「普世価値」、(3)市民社会、(4)新自由主義、(5)西側の報道観、(6)「歴史的虚無主義」⁽⁹⁾、(7)改革開放への疑念、などに関する政治思想面での「西側反中国勢力」と国内の「異見分子」の喧伝を警戒すべしという通達である。これらの7項目は「7つの語ってはならないこと」（七個不要講）なので学生と討論しないようにと、北京や上海の大学教員に対する「禁令」にもなっている⁽¹⁰⁾。

●既存の国際秩序へのアプローチ

中国が普遍的価値を否定することで、国際社会はどういう影響を受けるのか。この問題に関連して、中国は既存の国際秩序に対する挑戦者となるか、あるいは受容者となるかという論争がある。冒頭で論じたように、普遍的価値は国際社会の指針として共有され、国際的な秩序の基盤を提供する概念である。だが國家のパワーを重視する現実主義者は、中国のみならずロシア、インド、ブラジル、南アフリカ等の新興勢力は、国内利益を優先するため、既存の国際秩序を変更するには至らなくとも順守はしないだろうと予測する。他方、現在のグローバル・ガバナンスのメカニズムは国際公共財として機能しており、リベラルな価値観も十分に浸透しており新興国の台頭によって変更されるものではない、中国も既に利害共有者として参画している、という見方もある。

近年では、中国は部分的に、既存の国際秩序とは相容れない基準で自国の正当性を主張しているとの理解が共有されている⁽¹¹⁾。典型的な事例が、南シナ海をめぐる仲裁裁判への対応であろう。中国は南シナ海での広範囲にわたる領有権を主張し、岩礁の埋め立てや施設の建設などを進めている。これに対しフィリピンの提訴に基づき開設された仲裁裁判所（オランダ・ハーグ）は2016年7月に判決を出し、中国が主権を主張する境界線「九段線」に国際法上の根拠はないとして、この地域における中国の主権、管轄権、歴史的権利を否定した。さらに、南シナ海にはもともと、領空や排他的経済水域（EEZ）の根拠となる「島」はなく、「岩、暗礁」のみであったとの判断を示した。

仲裁裁判は、中国も1996年に批准した国連海洋法条約に則っており、その判決は——強制権はないが——法的拘束力を有する。しかし中国はこの判決に強く反発、習近平は「南シナ海の島々は昔から中国の領土で

あり、領土、主権、海洋権益はいかなる状況でも仲裁判決の影響を受けない。判決に基づくいかなる主張や行動も受け入れない」として、判決無効を主張した。フィリピン等の関係各国を巻き込んで、判決の無効化を図っている。

中国が領土領海問題などで強硬な主張をする背景には、大国としての自信を深めるにとらない、国際社会における自己評価が上昇したことがある。弱腰外交とみられることが政権の権威失墜、反政府デモにつながるという国内的な危機意識もあるだろう。かつて鄧小平は外交スローガンとして「韬光養晦」（能力を隠して力を蓄える）を打ち出し、国力が高まるまで諂いを避ける方針を示した。だが2009年7月の第11回在外使節会議で胡錦濤政権は「韬光養晦」を堅持しつつも、積極的にできることをしていく方針に転じた。実際に、この前後から中国外交は自己主張が強く（assertive）なったとされる。リベラルな価値の盟主であるアメリカ——トランプ政権のもとでその立ち位置は揺らぎ始めてはいるが——に対する対抗もあるだろう。

上述のいずれの要因も中国外交の重要な決定要因であるが、本稿のテーマである価値観の相違に着目したとき、より根本的な疑問が浮かび上がる。そもそも中国に、リベラルな価値に基づいた規範やルールに従う意思があるのだろうか。中国は大国となった現在も、発展途上国の代表であるという独自の立場を主張している。そしてむしろ、既存の国際秩序の改革の必要性を訴えている。こうした姿勢が如実に表れるのが、中国の対外援助の手法である。中国の対外援助を分析した渡辺紫乃は、援助の算出方法や援助条件の特殊性——中国の無償資金は資機材の中国からの調達などの面で「タイド」（ひもつき）であるが、政策や制度などに関わる政治的条件はない——について、既存の援助レジームとは異なる基準を有しているにもかかわらず「中国が（筆者注：従来の）国際開発援助のやり方に合わせるように変化する必要がある」という議論は（筆者注：中国国内では）見られない」と指摘する。渡辺はむしろ中国が「新興ドナーの代表」として独自の対外援助を継続することで、国際開発援助の多様化を促そうとしているとみる（参考文献③）。

中国はグローバル・ガバナンスの論じ方においても独自の認識を有している。日中両国のグローバル・ガバナンス外交を比較した俞敏浩によれば、「中国政府

のいう全球治理（筆者注：グローバル・ガバナンス）とは、アメリカが推進するリベラルな価値には関心が薄く、『公平（fair）・公正（justice）・包容（inclusive）』を理念に掲げながら（問題領域によっては若干異なることがある）、新興国と途上国の代表権・発言権向上を求めている点に主眼がある。すなわち中国の立場からすれば現行の国際システムは、新興国や途上国の立場をより反映するために改善の余地があり、一方的に適応するものではないのである。愈は、「日中両国の位相の違いがもっとも際立つのは『普遍的価値』に対する受容姿勢であるかもしれない」、「中国は権威主義的な政治体制のゆえに『普遍的価値』の需要は現実的ではなく、『多様性の尊重』、『公平・公正』といった代替規範を提唱している」とも指摘し、これが日中のアイデンティティーの差異となっているとする（参考文献④）。

すなわち中国は必ずしも既存の国際システムを否定するわけではないが、従うわけでもない。中国はむしろ、既存の国際システムとの差異を認識したうえで、独自の方法論や認識を主張しているのである。その主張自体を否定することは難しい。たとえば開発援助にしても、まずは経済発展を達成したい途上国からは、政治的な付帯条件のない中国の援助が歓迎されるケースもある。また、リベラルな価値を提唱していたアメリカの国内政治が分断し、世界中でポピュリズムや排外主義が台頭する現在、国際秩序自体がある種変革の時を迎えているのかもしれない。そう考えるならば、新興国と途上国の立場から「多様性の尊重」を主張する中国の議論には一定の妥当性が認められるだろう。特に民主主義を受け入れるか否かにおいては、近年、民主主義は後退傾向にあるとの指摘がなされ、これまで1つの政治的帰結とみなされてきた「民主化」に対する再検討も進んでいる。論理的には、西欧の経験を起源としない価値観が優位になる可能性がないとはいえないでのある。

このように考えるとき、中国が独自の方法論を優先して既存の国際秩序に従わない、そのこと自体の是非も重要ではあるが、中国の「自国優先」の外交行動が国際社会の無秩序化を助長している事実にもっと目を向けるべきではないか。それは、中国の国力増強と無関係ではない。既存の国際秩序はアメリカという大国が保全する国際公共財としての側面を有していた。だ

が中国は、既存の価値観や秩序観に代わるビジョンを提示することのない大国として台頭しているように見えるのである。

●国際社会での影響力とは ——「話語権」の検討——

中国は、これまでの国際システムとは異なる新しい秩序や価値観を提供することができるのか。上述の通り、胡錦濤政権下の2008年に中国国内では、普遍的価値をどのように理解するかという議論が戦わされた。その背後には、中国は1990年代から民主主義や人権の問題で不当に批判されてきたという不満がくすぶっていた。そこから一歩進んで近年には、実は、普遍的価値に代わる価値観を国際社会にいかに打ちだすかという検討がなされている。だがそれは中国国内の、これまでのルール設定のもとでは強大化する国力にみあつた発言権が得られない、という不満に端を発した議論で、未だ明示的な結論を得てはいない。ここでは、国際社会における発言権問題を考えるためにあたり2000年代から盛んに議論されてきた「話語権」への考察を軸に、中国でどのように対外的な影響力が検討されてきたかを概観する。

まず、「話語権」が何を意味するかを確認しておこう¹²。一般的な中国語で「話語」は「言葉、話」を意味する。しかし中国の対外関係や国際問題をめぐる議論の中で「話語権」はより積極的に、自国の議論や言説に含まれる概念、論理、価値観、イデオロギーによって生み出される影響力として理解されている。つまり「話語権」は単なる「発言する権利」ではなく、言説の影響力（power）を含意する点に特徴がある。

2000年代に「話語権」の議論が増加した要因として高木誠一郎は、国際社会でソフト・パワーの重要性が認識されてきたことに加え、中国における「公共外交」（パブリック・ディプロマシー）に対する認識の深化と多国間外交への関与の積極化を挙げている。少なからぬ中国研究者がフランスの哲学者ミシェル・フーコーが1971年に刊行した『言説表現の秩序』に触れ、フーコーの議論から「言説（=話語）によって権力を得る」との解釈を引き出していることに鑑みれば、その背景にはやはり外交上の権力を高めたいという政治目標があつただろう。そしてそれは高木が指摘するように、「中国が急速に国力を増大しているにもかかわ

らず国際話語権においては依然として劣性」である、という現状認識と表裏一体だったと考えられる（参考文献⑤）。つまり、中国は中国脅威論や中国の人権問題に対する批判などディスコースを用いた攻撃にさらされているが、現在の国際社会は西洋の思想に主導されている——これを「西方話語霸権」とも称する——ためにこの不利な状況を覆すのは難しい、という理解である。

この「話語権」をめぐる議論は、2013年に大きな転換点を迎えた。11月の18期3中全会の決定に「対外文化交流を拡大し、国際伝播能力と対外話語体系建設を強化し、中華文化が世界に向かうことを推し進める」の文言が記載されたのである。「体系」はシステムを意味することから、語義としての「対外話語体系」は国際社会に対しての論理的な整合性のある言説枠組を意味する。実際には特定の事象に対する中国の——その政治的立場に基づいた——包括的かつ構造的な解釈を指すようである。『人民日報』では2016年11月18日に「中国の話語体系は本質的に中国の道の理論的表現と話語の表れであり、世界に向けて中国の道がどのようにして成功できたかおよびその世界に対する意義を説明できなければならない」としていることから、「話語体系」には中国型発展モデルの理論化も含まれると考えられる。

こうした政治方針のもと、2013年に共産党中央宣伝部の主導で全国哲学社会科学話語体系建設協調会議が成立した。同会議は「全国哲学社会科学話語体系建設理論検討会」を中央党校（2014年10月17日）、中国人民大学（2015年11月14日）、中国浦東幹部学院（2016年10月14日）、青島（2017年5月4～5日）で4回に渡り開催している。この会議には当初から中央宣伝部、中国社会科学院、中央文献研究室、中央党史研究室、国家行政学院、国務院新聞弁公室、中国外分局などが関わっており、広範に問題認識の共有が図られた。

ここで着目すべきことに、「話語体系」の検討においても「普世価値」への対抗意識が明示されていた。たとえば国務院新聞弁公室は2016年10月31日に「いかなる話語体系も特定のイデオロギーを表現しており、政治的立場があり、多元的な話語体系の衝突とは実際は多元的な社会思潮の交錯であり政治的立場の衝突である。西側の『普世価値』が裏に含む政治的立場はマルクス主義、社会主义と共产党の指導を誹謗するもの

である」として、「普世価値」への反発を露にした¹³。そこには、人権や民主、自由などの価値規範に基づく中国評価は「不当に低い」という不満から、新しいディスコースを積極的に提示することにより国際世論をリードしたいという思惑がうかがえる。

● 「中国の特色ある大国外交」とは ——マルクス主義の復権なのか——

習近平は、2017年1月にスイスで開催された世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）や5月の「一带一路」に関する国際会議で保護主義に反対する立場を明言し、「反保護主義」の牽引役という立場をアピールした。従来アメリカが主唱してきたリベラルな価値を中国が唱道したことは多くの国に歓迎された。これは中国の「話語権」が相対的に向上した事例だったと評価できるだろう。だがこのことは、中国の「話語体系」が既存の価値概念の、中国的な表現を用いた——「自由主義」を「反保護主義」と言い換えるような——再提起にとどまる可能性を示唆している。そこで以下では、外交分野における価値観の形成に関する習近行政権の試みを考察しよう。

この問題に関して、まず2016年5月17日に開かれた哲学社会科学工作座談会で習近平が発表した重要講話——関係者はこれを「5.17講話」と称する。以下、「5.17講話」——に触れておきたい¹⁴。哲学社会科学工作座談会は習近平自身が主催し、党と国家の関係部門、中央軍事委員会政治工作部門、各省区市と新疆生産兵团党委員会の宣伝部長、マルクス主義理論研究と建設工程諮詢委員や関連する研究者などの参加のもと、北京で開催された。

「5.17講話」で習近平はまず、現代中国における哲学および社会科学の重要性を次のように強調する。「自然科学发展していない国家は世界のトップになれず、哲学社会科学が繁栄していない国家が世界のトップになれることがない」、「人類社会の重大な躍進がある時や人類文明の重大な発展がある時は、必ず哲学社会科学の知識の変革と思想の先導がある」。習近平によれば、西洋の歴史において、古代ギリシアや古代ローマ、ルネッサンス、産業革命、フランス革命、アメリカ独立戦争などの変革期には、優れた文化と思想が社会に重大な影響を与えた。そして中国は世界史的な変動の渦中にいる。そのため哲学社会科学の任務

は重要性を増している。習近平はそう述べて、居並ぶ関係者に発破をかけたのである。そしてその重要な任務の1つに、「マルクス主義の中国化、時代化、大衆化の推進、21世紀マルクス主義、現代中国マルクス主義の発展を継続する」を挙げた。

さらに、習近平が哲学社会科学の「学科体系、学術体系」として教育や研究の拡充を唱えるのと並列して、「わが国の哲学社会科学の効果を發揮し、話語体系建設の強化に気を付けなければならない」と、「話語体系建設」を指示した点に留意したい。習近平は「中国の実践を解釈し、中国の理論を構築するうえで、われわれは最も発言権があるはずであるが、実際はわが国の哲学社会科学の国際的な声はやはり比較的小さい。(中略) 国際社会が理解し受け入れ易い新概念、新範疇、新表述を作り出し、国際学術界の研究と討論の展開をリードしなければならない」と、その狙いを述べた。つまり「5.17講話」の重要なテーマに、中国に関するディスコースを改善するという短期的な目的だけでなく、世界の学術をリードするような新しい概念を創出する、という中長期的な目標があった。それまでの「話語権」の検討の文脈からすれば、その背景には、中国発の哲学や社会科学の論理によって西側の「話語霸権」を後退させる、という戦略的な思考があったと考えられる。以上の習近平講話は、1年後の2017年5月17日に「中国の特色ある哲学社会科学の構築を促進することに関する意見」に反映され、改めて党中央から明示された。

「話語体系」の議論において特に着目すべきは、マルクス主義や社会主義イデオロギーをどのように論じるかという問題である。許昌学院副教授の周耀宏は、国内における「マルクス主義イデオロギー話語権」は「マルクス主義『過時論（時代遅れ論）』、社会主義の核心価値観の詆毀、社会文化療育の思想の多元化などの挑戦を受けている」との情勢認識を示したうえで、「マルクス主義『過時論』の実質は中国共産党の指導の否定、中国の社会主义制度の否定」だと批判した¹⁵。西北師範大学の蘇星鴻は対外的な「話語権」について、中国のマルクス主義は時代に合わせて発展しているため「マルクス主義国際話語権」は可能であるし、国際社会にとって有益なものだと主張した¹⁶。

なぜこのような議論が起きるのか。習近行政権は「中国の特色ある大国外交」をキャッチコピーとしてい

る¹⁷。そして、その「中国の特色」の最重要的要素として——前述の習近平講話にも明らかなように——国内政治の戦略論と一致するべくマルクス主義が強調されている。しかし外交を論じるにあたってマルクス主義を強調し過ぎるべきではない、という現実的な観点もまた提起されているのである。

この点について、楊潔勉による「外交話語」の「中国と外国の共同建設」という考え方が重要な示唆を与えてくれる。楊潔勉は「中国の特色ある大国外交話語権」の建設を提唱しながらも、中国の主張する「国際話語権」や「外交話語権」が影響力を發揮するためには国際社会に受容されなくてはならない、そのためにはイデオロギーを強調し過ぎるべきではないと主張したのである¹⁸。つまり「話語体系」建設は必ずしも中国が独善的な理論武装を進めることを意味しない。なぜなら、「話語権」が一種のソフト・パワーであることに鑑みれば、「話語権」向上のためにはその「話語」(ディスコース)が国際社会に「受け入れられる」ことが肝要だからである。

こうした文脈で考えるとき、中国国内でマルクス主義や「社会主义の核心価値」と普遍的価値を対抗概念としない議論が増加していることは興味深い。浙江省社会科学院副院長の毛跃は「社会主义の核心価値觀は『普世価値』を含む全人類の一切の優秀な文明の成果への批判・継承のうえに成り立つ」とする見解を示した¹⁹。つまり普遍的価値は「社会主义の核心価値觀」の下位概念だとする主張である。一方、張潔麟と康風雲は「普世価値」の検討を通じて「社会主义の核心価値」の概念が補強されるかもしれないと指摘する（参考文献①）。ただし、共産党幹部の養成機関である中央党校の胡為雄は、マルクス主義と「普世価値」の関係性に関する論争を述懐したうえで、「もし普世価値の概念が確実に有害なら、われわれは研究方法を改善する道ではなく、ただ（筆者注：マルクス主義の）普遍真理を採用すればよい」として、「社会主义の核心価値」があれば「普世価値」は不要であるとの見方を示している²⁰。

●おわりに

——「中国的特色」と普遍的価値のはざま——

これまでの議論から明らかなように、共産党の統治が続く限り、中国で普遍的価値が公式に認められるこ

とはないだろう。実際には、知識人を中心にリベラルな価値觀は中国国内に浸透しているが、それが共産党および中国政府をさらなる言論統制に向かわせる背景ともなっている。中国政府が普遍的価値を否定するのは、社会における価値觀が多様化している事実と表裏一体なのである。

共産党政府がどのような価値を標榜するかは、中国国内だけでなく、国際社会にも影響を及ぼす問題である。習近平が古代ローマにまで言及しながら政治思想の発展を説いたことからすれば、「話語体系」建設の目的は、中国が長い時間をかけて国際社会における価値概念の新しい基準を提供することにある。そして「西側」の「普遍的価値」に代わる価値基準を浸透させることが遠大な最終目標だと考えられる。国際社会が懸念すべきは、普遍的価値の希薄化だけでなく、中国が既存の価値觀に対抗的な新しい「価値体系」を提起する過程で、国家間で価値觀のずれが生じ、ひいては様々な領域の国際規範に空白が生じる可能性である。こうした事態を避けるためには、普遍的価値の重要性を広範に確認しつつ、中国とどのような価値や規範が共有できるかを確認することが極めて重要なのではないだろうか。

（えとう　なおこ／アジア経済研究所 東アジア研究グループ）

《注》

- (1) 広東省の新聞『南方週末』はリベラルな論調で知られる。
- (2) 2008年から2013年にかけての「普世価値」に関する研究動向をまとめた張潔麟、康風雲によれば、この間の中国国内には、(1)人類社会に根本的な「普世価値」は存在しない、(2)絶対的な「普世価値」はないが相対的なものはある、(3)人類社会に「普世価値」は存在する、の多様な議論があった（参考文献①）。
- (3) 劉曉波は、1989年の天安門事件の際には軍との交渉などの中心的な役割を担い、中国の民主化運動の象徴とも称される著名な作家・人権活動家である。
- (4) 7月9日から拘束が始まったことから「709事件」と呼ばれる。拘束を受けた人数は250人近く、あ

- るいは300人余りといわれている。
- (5) ただし管見の限りでは習近平政権の下で「社会主义の核心価値」という用語に対する言及は減少し、マルクス主義の価値として論じることが増えた。
 - (6) 日本を含む「西洋」諸国に対する排外的な言論や「西化、分化」について、詳細は江藤名保子「中国の公定ナショナリズムにおける反『西洋』のダイナミズム」『アジア研究』第61巻第4号、2015年10月。
 - (7) 「新左派」は経済的な格差の拡大を批判し、経済の「結果の平等」を重視する。市場経済化のゆがみが不公正をもたらしたとの観点から、強い権限をもった政府が問題を解決すべきだとする。
 - (8) 該当部分の執筆は王紹光が中心となって執筆した。胡鞍鋼・王紹光・周建明・韓毓海『中国の発展の道と中国共産党』(中西真訳)日本橋報社、2016年。
 - (9) 「歴史的虚無主義」(歴史的ニヒリズム)は歴史問題に関する党の公式な解釈を否定する考え方を、批判的に指摘する用語である。
 - (10) 改革派のジャーナリスト高瑜が国家機密漏えいの罪に問われて2015年4月に懲役7年の実刑判決を受けたのは、「9号文件」を外国メディアにリークしたためだとされる。これがいかに敏感な問題であるかの表れである。
 - (11) 川島真は、既存の秩序に対する中国のスタンスは現実的な利益に基づいて個別に異なることから、「中国がいかなる場合に挑戦者になり、いかなる場合に修正者、貢献者になるのかということを把握し、その上でそれぞれのケースごとに応応することが重要だ」と指摘する(川島真『21世紀の「中華」——習近平中国と東アジア——』中央公論新社、2016年)。
 - (12) 日本語の「論説権」に近いが、政治性の強い用語であるため本稿では原文のまま「話語権」と表記する。
 - (13) 国務院新聞弁公室「話語体系建構的核心要義与内在逻辑」(<http://www.scio.gov.cn/zhzc/10/Document/1514428/1514428.htm>)。
 - (14) 習近平講話の引用は「(授権発布)習近平:在哲学社会科学工作座谈会上の講話(全文)」を参照(http://news.xinhuanet.com/politics/2016-05/18/c_1118891128.htm)。
 - (15) 周耀宏「新常態視闇下馬克思主義意識形態話語權的建構」『東方論壇』2016年第1期。
 - (16) 蘇星鴻「構建当代中国馬克思主義國際話語權的可能性和必要性」『南華大学学報(社会科学版)』第16卷第6期、2015年12月。
 - (17) 2014年11月の中央対外事務政策会議で習近平は「中国は自らの特色ある大国外交を行わなければならない。実戦経験を総括したうえで、対外活動理念を豊かにし、発展させ、中国の対外活動が鮮明な中国の特色、中国のスタイル、中国の風格を唱えるようにする必要がある。中国共産党による指導と中国の特色ある社会主义を堅持し、中国の発展路線、社会制度、文化伝統、価値観を堅持する必要がある」と述べた。
 - (18) 楊潔勉「中国特色大国外交話語權的使命与挑戦」『国際問題研究』2016年5期。
 - (19) 毛跃「論社会主义核心価値觀的国际話語權」『浙江社会科学』2013年第7期。
 - (20) 胡為雄「馬克思主義的価値觀及其『普世価値』研究与論争的回顧」『湖北社会科学』2014年第10期。

《参考資料》

- ① 張潔麟・康風雲「『普世価値』研究述評——基于近五年来国内学者的研究成果——」『汕頭大学学報(人文社会科学報)』第29卷第2期、2013年。
- ② 清水美和「胡錦濤『和諧』路線の挫折」『国際問題』日本国際問題研究所、No.581、2009年。
- ③ 渡辺紫乃「中国の对外援助の拡大と国際開発援助の限界」『東洋文化』東京大学東洋文化研究所、第97号、2017年3月。
- ④ 竜敏浩「第2章 国際社会における日中関係——グローバル・ガバナンスの視点から——」竜敏浩・今野茂充編『東アジアのなかの日本と中国——規範・外交・地域秩序——』晃洋書房、2016年。
- ⑤ 高木誠一郎「中国外交の新局面——国際『話語権』の追求——」『青山国際政経論集』青山学院大学国際政治経済学会、85号、2011年9月。

【付記】 本原稿の30～32ページにおける分析は、筆者による既発表の報告書「習近平政権の世論対策に内在するジレンマ」（日本国際問題所「国際秩序動揺期における米中の情勢と米中関係 中国の国内情勢と対外政策」プロジェクト、2017年3月刊行）に依拠するものである。また本テーマに関して、コラム「習近平政権の『話語体系建設』が目指すもの——普遍的価値への挑戦となるか」（東京財團ホームページ、2017年7月25日）において考察した。（2018年4月13日追記）